

防災行政無線衛星系設備更新実施設計業務委託（第3世代化）
に係る一般競争入札公告

山梨県防災局防災危機管理課が発注する防災行政無線衛星系設備更新実施設計業務委託（第3世代化）は、一般競争入札により行いますので、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定により公告します。

令和5年7月21日

山梨県知事 長崎 幸太郎

1. 一般競争入札に付する事項

(1) 名称及び数量

防災行政無線衛星系設備更新実施設計業務委託（第3世代化） 一式

(2) 工期

契約日の翌日から令和6年3月15日

(3) 仕様等

仕様書で定めるとおり

2. 一般競争入札の参加資格

- (1) 山梨県における公共事業の入札参加資格者名簿(電気電子)に登載されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当せず、かつ、同条第2項の規定による山梨県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託の契約を締結する事務所の代表者をいう。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。
- (4) 管理技術者及び照査技術者として、技術士法(昭和58年法律第25号)第32条により登録された技術士(電気電子部門もしくは総合技術監理部門-電気電子)または、シビルコンサルティングマネージャー(RCCM)資格制度施行規程第8条により登録されたRCCM(電気電子部門)の資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を配置できる者であること。
- (5) 公告の日の6月前の日から契約を締結する日までの期間に手形及び小切手の不渡りを出した者でないこと。
- (6) 公告の日の2年前の日から契約を締結する日までの期間に以降に不渡りによる取引停止処分を受けている者でないこと。

- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた者については、当該手続開始の決定の後に山梨県建設工事等入札参加資格に係る再認定取扱要領により入札参加資格の再認定を受けた者であること。
- (8) 公告の日から契約を締結する日までの期間に山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (9) 他都道府県及び政令指定都市が発注した防災行政無線の設計業務において、元請として実績のある者であること。
- (10) この公告に示した業務を確実に完了できると知事が判断した者であること。
- (11) 山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

3. 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1
山梨県防災局防災危機管理課 防災対策・情報通信担当
電話055-223-1433
- (2) 入札説明書等の交付方法
この公告の日から令和5年7月31日（月）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで3の（1）の場所において交付する。
- (3) 入札参加資格確認申請書の提出方法
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類を、この公告の翌日から令和5年7月31日（月）までの県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに、3の（1）の場所に持参または郵送（書留郵便：令和5年7月31日までに必着）し、この入札に参加する資格のあることの確認を受けること。
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
実施日 令和5年8月4日（金） 午後1時30分～
場 所 甲府市丸の内1-6-1
山梨県庁 防災新館3階 301会議室
- (5) 入札方法
落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 入札の無効

次のアからオまでのいずれかに該当する者が行った対象業務への入札は、無効とする。

ア この公告に示した入札参加資格の無い者

イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者

ウ 入札手続において必要とされた書類に重大な不備があると認められた者

エ 入札に関する条件に違反した者

オ 入札参加資格の確認を受けたが、入札時においてこの公告に掲げる参加資格のいずれかの要件を満たさなくなった者

(7) 落札者の決定方法

入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の確定

ア 落札決定後の参加資格の喪失

落札者が契約締結までの間にこの公告に掲げた参加資格を一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。

また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

イ 契約書の作成

契約は、契約担当者と受託者の双方が契約書に記名押印したときに確定する。

4. その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除

(3) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、山梨県財務規則第109条に規定する契約保証金を納付しなければならない。ただし、山梨県財務規則第109条の2の規定に該当する者は、これを免除する。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 最低制限価格

無

(6) 前払金

有

(7) その他

詳細は、入札説明書による。